

# アシスト

発行: JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム)相談窓口「アシスト」  
電話: 050-3196-5169



Japan Platform for Migrant Workers  
towards Responsible and Inclusive Society

H P: <https://jp-mirai.org/jp/>

## 今月のニュース

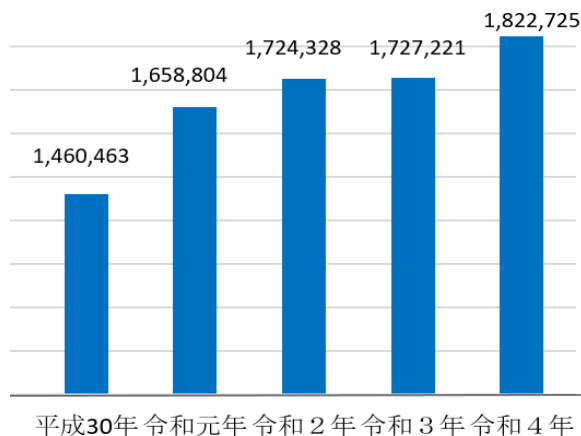
### 外国人労働者数約182万人、過去最高

厚生労働省は、1月27日、外国人雇用についての事業主からの届出状況（令和4年10月末現在）を取りまとめ、公表しました。

#### ■労働者数の推移

外国人労働者数は1,822,725人（対前年増加率5.5%）となり、届け出が義務化された平成19年以降、過去最高となりました。

図表1 外国人労働者数の推移（人）



#### ■在留資格別の状況

在留資格別の状況は次表のとおりです。「専門的・技術的分野の在留資格」、「特定活動」、「身分に基づく在留資格」では増加となりましたが、「技能実習」、「資格外活動」では減少となりました。

図表2 在留資格別の状況（人、%）

	人数	対前年増加率
外国人労働者数	1,822,725	5.5
専門的・技術的分野の在留資格	479,949	21.7
うち技術・人文知識・国際業務	318,850	9.5
特定活動	73,363	11.3
技能実習	343,254	-2.4
資格外活動	330,910	-1.1
うち留学	258,636	-3.3
身分に基づく在留資格	595,207	2.6

#### ■国籍別の状況

国籍別では、「ベトナム」が最も多く462,384人（外国人労働者数全体の25.4%）、次いで「中国」385,848人（同21.2%）、「フィリピン」206,050人（同11.3%）の順となりました。

前年との比較では、「インドネシア」（対前年増加率47.5%）、「ミャンマー」（同37.7%）、「ネパール」（同20.3%）の増加率が高くなっています。

#### ■産業別の状況

雇用する事業所を産業別に見ると、「製造業」が最も多く485,128人（外国労働者数全体の26.6%）、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」295,700人（同16.2%）、「卸売業、小売業」237,928人（同13.1%）の順となりますが、対前年増加率では「医療、福祉」が28.6%の増加となり、全体の増加率（5.5%）よりも高くなっています。

## 今月のインタビュー

### 「法テラスにおける外国人の法律相談」

法テラス国際室長 富田さとこさん

「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」（総合法律支援法第2条）ことが重要です。

法テラス国際室長として、この課題に取り組んでおられる富田さとこさんにお話を伺いました。



#### Q1 法テラスとそのサービスについて教えてください。

法テラス（正式名称：日本司法支援センター）は、国内の司法アクセス改善のために国が平成18年に設立した法人です。予算の大半が国庫から措置されていることなど独立行政法人の仕組みを使っていますが、最高裁も関与しているため、厳密には特殊法人と呼ばれています。

法的トラブルを抱えた方を相談窓口につないだり、お金のない人の弁護士費用を立て替えたり、刑事手続で裁判所とともに弁護士選任手続きを担ったり、あるいは司法過疎地に弁護士を派遣したりしています。

外国人向けの支援として挙げられるのは、主に次の二つです。

まず、情報提供です。すぐに相談できるように電話「サポートダイヤル」（10言語対応）や対面での問い合わせに応じています。また、ホームページ等でも日本の法制度に関する情報を多言語で提供しています。

二つ目は、民事法律扶助という業務で、無料の法律相談や弁護士費用の立て替えを行ったり、経済的に余裕がない方であっても、法律サービスが受けられるようにしています。

私の所属する国際室は、令和2年7月にオープ

ンした外国人在留支援センター（FRESA）の中に設けられました。外国人の司法アクセスに特化した企画立案を行うとともに、FRESAの入居機関と連携して、当事者や外国人を支援する方々への情報提供を行っています。当室の特徴としては、入居機関との連携の必要性などから、私を含む弁護士が情報提供を行っていることが挙げられます。

#### Q2 外国人からの相談の特徴は？

多言語情報提供サービスの利用件数は年々増加しています。令和3年度は、6,065件で、特に問い合わせの多い言語はポルトガル語と英語でした。

外国人が抱えている課題の特徴の第一は、複数の課題が絡み合うことです。離婚問題そのものに加えて、在留資格の検討が必要なケースもあります。解雇の場合でも、解雇によって収入の道を失うと同時に、日本に暮らし続けることすら危うくなる場合があります。

二つ目は、言語の壁や、日本の法制度の不知などから、しばしば相談が遅れて、深刻化してしまうという点があげられます。

また、解決手段をアドバイスしても、自分で実行することが難しい場合もあります。こうしたことから、関係行政機関はもとより、NPOや個人等「支援者」との連携が不可欠です。

このような問題意識から、当室では支援者向けにオンラインでセミナーを開催しています。外国人を支援するために役立つ基本的な法律知識などを配信しています。是非ご参加ください。

#### Q3 外国人は法テラスをどのように利用すればいいですか？

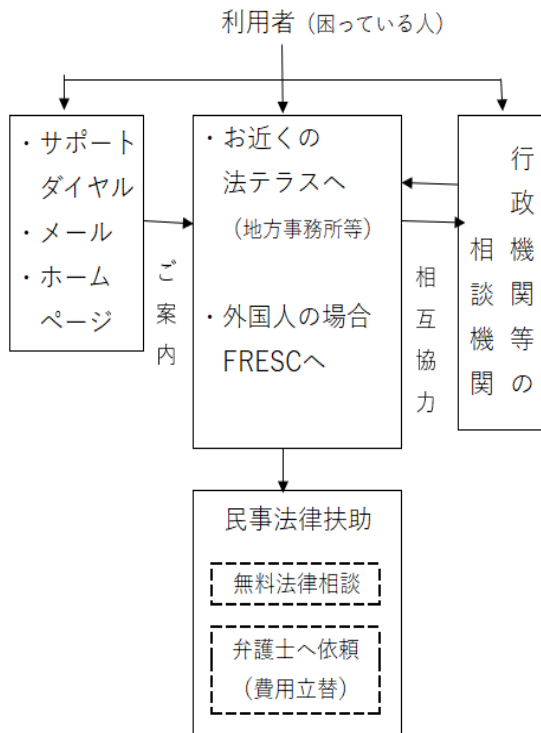
利用方法は、日本人も外国人も同じです。

まず、法テラスへのアクセスですが、電話（10言語対応）や、お近くの法テラスに来所してお尋ねください。

困った場合には、国際室にお電話いただいても構いません。FRESAの代表番号(0570-011000)か

ら、自動音声案内で6番の法律テラスを選択していただくと、私たちにつながります。

### 法テラスの利用方法



次に、民事法律扶助ですが、収入が一定額以下（大都市部の場合、月収が単身で20万円以下、4人家族で32万8,000円以下等）である等の一定の基準に該当する方はこれを利用できます。外国籍の方は、在留資格と住所も必要になります。なお、日弁連の援助制度を使って、在留資格がない場合でも無料で法律相談を受けることができます。詳細はお近くの法テラスにお問い合わせください。

### Q4 外国人の支え手である読者へのメッセージをお願いします

トラブルを抱えた方について、誰か1人が支援するのではなく、様々な強みを持つ人が手を取り合って支援していくことが大切だと思っています。私たちも「法的支援」の担い手として、皆さんの輪の中で一緒に活動させていただければ嬉しいです。

## 今月の最前線

### 「外国人の日本での創業をサポート」 東京開業ワンストップセンター & ビジネスコンシェルジュ東京

外国人が来日する方法にはいろいろありますが、日本で起業や支社を作るため、ビジネスをするためにやってくるという人も増えてきました。今月は、この中で重要な役割を担っている2つの施設を訪問しました。

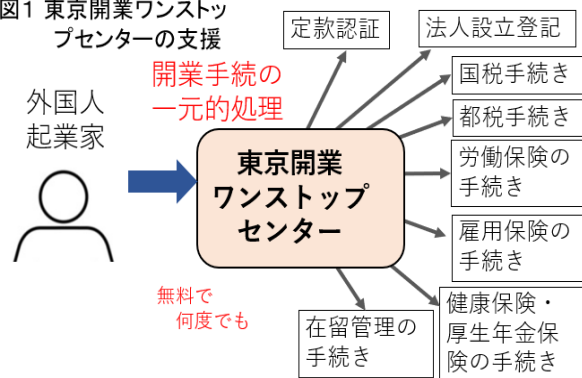
#### ■東京開業ワンストップセンター

一つ目は、東京開業ワンストップセンターです。

創業により、日本で事業を開始する場合にはいろいろな手続があります。定款認証、法務局への登記申請、税務署や都税事務所への法人設立届出書の提出、労働・社会保険あるいは在留管理の手続きなどです。しかも、それぞれの行政窓口が散在しているので、書類を持ってあちこち歩き回らねばなりません。外国人や外国企業にとってはこれが大きな制約となっています。

東京開業ワンストップセンターは、国と東京都が国家戦略特区を活用して設置している施設で、規制緩和により飛躍的な利便性の向上を図っています。具体的には、このセンターに来れば、開業に必要な定款認証、法人設立登記、国税及び都税、労働保険や雇用保険、健康保険・厚生年金保険、在留管理の8つの手続について、1カ所で専門家に相談でき、8カ所に一元的に提出できるのです。

図1 東京開業ワンストップセンターの支援



東京開業ワンストップセンターは、以上の開業手続の他にも、中小企業診断士による経営計画や資金計画についてのアドバイスも行っています。

また、併設されている東京圏雇用労働センターでは、外資系企業や初めて従業員を雇用する企業等に対して、労務管理についてのアドバイスを行い、円滑な事業の実施が図れるようにしています。

担当者の方にお話を伺いますと、東京開業ワンストップセンターの利用者はセミナー受講者を含め年間4,000人程度で、このうち3割は外国人とのことです。外国人の方は、全て英語で相談が可能であり、また、オンラインでのセミナー受講や相談も可能ですので、国外で創業準備を進め、来日してこのセンターで一気に手続きを済ませる方もいらっしゃるということです。アンケートでは、「日本での法人設立登記などは日本語ができないと無理だという先入観が変わった」「創業に関するすべての課題に応えてくれる素晴らしい施設だ」という声が寄せられています。

## ■ビジネスコンシェルジュ東京

二つ目は、ビジネスコンシェルジュ東京です。この施設は、日本で事業展開を検討している外国企業・外国人起業家の東京進出を支援するための施設です。

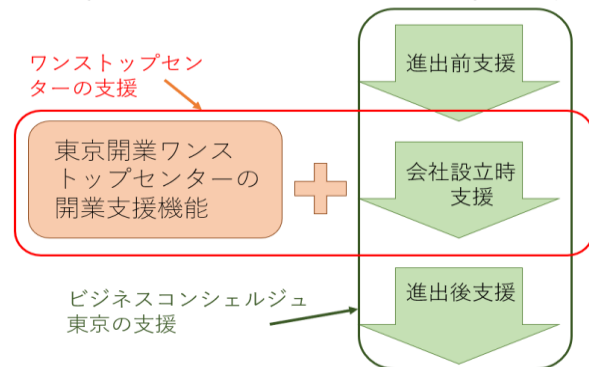
ビジネスコンシェルジュ東京の特徴は、＜会社設立時＞はもちろん、＜進出前＞から＜進出後＞までフェーズに合わせた支援を行うことです。＜進出前＞には、情報収集、ライセンス取得等、進出の際に必要なビジネス全般の相談対応から、東京での快適な生活を送るためのご相談やお問い合わせに至るまで、国際ビジネス経験の豊富なバイリンガルスタッフが、電話、メール、面談で対応します。そして、＜進出後＞は人材採用や資金調達・融資申込支援、金融の専門サービスの支援などの継続的なフォローアップが無料で受けられます。

また、ここで注目したいのが、スタートアップ

のためのスムーズな入国を可能にする「外国人創業人材受入促進事業」です。外国人が日本で創業するためには在留資格「経営・管理」を取得する必要がありますが、通常、この取得には、入国前に①事務所を開設し②2人以上の常勤職員の採用または500万円以上の国内投資を行うという2つの創業準備が必要で、このことが外国人にとって大きなハードルになっていました。そこで、同事業では、ビジネスコンシェルジュ東京を通じ東京都の創業活動の確認を受け、創業活動確認証明書が交付されれば、特例的に創業のための6カ月の在留資格「経営・管理」を取得でき、入国してから創業準備を行うことができるようになっています。

ビジネスコンシェルジュ東京は、以上の支援を、下図のように、東京開業ワンストップセンターと一体となって行い、トータルなサービスを提供しています。

図2 東京開業ワンストップセンターとの一体的支援



担当者の方にお話を伺いますと、アンケートでは「有益な情報が得られたことに感謝」「コンサルタントがすぐに答えてくれて良かった」という評価されているということです。

多くの外国人がビジネスを通じ日本とつながり、日本に住み続ける時代です。創業には困難も伴いますが、ここに紹介した二つの施設には、情報収集、コンサル、手続支援のあらゆるフェーズで支援する体制があります。創業を考えている外国人の方が連絡をすれば、きっと役に立つと思います。